平成２７年（フ）第１７０号
松江市東本町２丁目４番地　山忠ビル３Ｆ307
債務者　渡部眞理子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
北海道小樽市末広町８番15号　コーポあべ202号室
債務者　酒井　宏美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６５６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　鶴ケ谷第二市営住宅５Ｂ16棟24
債務者　山下喜久子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６６１号
仙台市青葉区国見ケ丘６丁目126番地の35サニーライフ国見ケ丘201、従前の住所仙台市青葉区愛子中央２丁目11番30号　ハイツロックラージＡ棟206
債務者　相澤　昌子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６７９号
仙台市太白区向山３丁目４番11号　ホワイトファミール向山305
債務者　松本　元貴
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８３号
仙台市太白区西の平１丁目19番21号　レオパレスプチシュマン209
債務者　柿竝由起夫
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字北鹿島72番地10
債務者　伊達　英俊
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５　県営浪逆第２アパート３―402
債務者　菅谷冨美代
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第２０号
埼玉県秩父市宮側町14番１号
債務者　黛　　宮男
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
新潟県五泉市白山２番47号　マノワール・ヴェールⅡ203
債務者　多飯屋こと　大滝　孝志
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６７号
新潟市西区真砂４丁目１番５号
債務者　成澤　和美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８１号
新潟市東区山木戸４丁目14番５号
債務者　小倉　夕季
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４４号
山梨県中央市布施3307番地２
債務者　村上　貴彦
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
山梨県甲府市湯村２丁目６番34号　石川住宅
債務者　齊木　大仁
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
山梨県甲府市伊勢４丁目28番７号　リトルハウス101
債務者　齊木るみ子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
山梨県甲州市塩山赤尾428番地
債務者　丹呉　勝彦
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
長野県松本市石芝４丁目２番24―10号　パナメゾン西202号室
債務者　松尾　　泰
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部